



接続約款変更認可申請書

西設相制第14号
平成29年2月2日

総務大臣
山本 早苗 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゆうおうくばんばちよう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

むらお かずとし

代表取締役社長 村尾 和 俊

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成29年4月1日より実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

- 料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
2 料金額
2-1 端末回線伝送機能
2-1-1 基本額
2-1-1-1 基本料

- 料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
2 料金額
2-1 端末回線伝送機能
2-1-1 基本額
2-1-1-1 基本料

月額

月額

区 分		単位	料金額	備考	
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(3) 端 末回線 伝送機 能(第 5条 (標準 的な接 続箇 所)第 1項の 表中第 5欄で 接続す る場 合)	端末 回線 により伝 送を行 う機能 ウ 1 芯式 のもの	ア～イ (略)		(略)	
		(7) 保守の 区別がタイ プ1-1の もの	① 平成28年4月1日から平成 29年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ①A欄に規 定する料金 額
			② 平成29年4月1日から平成 30年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ①B欄に規 定する料金 額
			③ 平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ①C欄に規 定する料金 額
			④ 平成31年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ①D欄に規 定する料金 額
		(4) 保守の 区別がタイ プ1-2の もの	① 平成28年4月1日から平成 29年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ②A欄に規 定する料金 額
			② 平成29年4月1日から平成 30年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ②B欄に規 定する料金 額

区 分		単位	料金額	備考	
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(3) 端 末回線 伝送機 能(第 5条 (標準 的な接 続箇 所)第 1項の 表中第 5欄で 接続す る場 合)	端末 回線 により伝 送を行 う機能 ウ 1 芯式 のもの	ア～イ (略)		(略)	
		(7) 保守の 区別がタイ プ1-1の もの	① 平成29年4月1日から平成 30年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ①A欄に規 定する料金 額
			② 平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ①B欄に規 定する料金 額
			③ 平成31年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ①C欄に規 定する料金 額
		(4) 保守の 区別がタイ プ1-2の もの	① 平成29年4月1日から平成 30年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ②A欄に規 定する料金 額

			③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ②C欄に規定する料金額
			④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ②D欄に規定する料金額
	(ウ) (7)(イ) 以外のもの		① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ③A欄に規定する料金額
			② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ③B欄に規定する料金額
			③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ③C欄に規定する料金額
			④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ③D欄に規定する料金額
エ 2 芯 式 の もの	(7) 保守の 区別がタイプ1-1の もの		① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,234円
			② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,922円
			③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)
			④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
	(イ) 保守の 区別がタイプ1-2の もの		① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,234円
			② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,922円
			③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)
			④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)

			② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ②B欄に規定する料金額
			③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ②C欄に規定する料金額
	(ウ) (7)(イ) 以外のもの		① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ③A欄に規定する料金額
			② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ③B欄に規定する料金額
			③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ③C欄に規定する料金額
エ 2 芯 式 の もの	(7) 保守の 区別がタイプ1-1の もの		① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,954円
			② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)
			③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
			④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
	(イ) 保守の 区別がタイプ1-2の もの		① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,954円
			② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)
			③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
			④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)

		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,421円	
			② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,100円	
			③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)	
			④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
(4)～(4)-2 (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの		1回線ごとに	6,229円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの		1回線ごとに	6,229円	
(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第	ア 光信号端末回線(光局外スリッタを含まないもの)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィル	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,117円
				B 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,961円

		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,133円	
			② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)	
			③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
(4)～(4)-2 (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの		1回線ごとに	6,572円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの		1回線ごとに	6,572円	
(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第	ア 光信号端末回線(光局外スリッタを含まないもの)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィル	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,977円

1-3 欄で接 続する 場合)	タ(保守利用を 目的として光 信号の一部の 帯域を制限す るものをいい ます。以下同じ とします。)を 利用する場合	C 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	(略)	
			D 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	(略)
		② 保 守の 区別 がタ イプ 1- 2の もの	A 平成28年4月 1日から平成 29年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	3,117円
			B 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,961円
			C 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	(略)
			D 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	(略)
		③ ① ②以 外の もの	A 平成28年4月 1日から平成 29年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	3,211円
			B 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	3,050円
			C 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	(略)

1-3 欄で接 続する 場合)	タ(保守利用を 目的として光 信号の一部の 帯域を制限す るものをいい ます。以下同じ とします。)を 利用する場合	B 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	(略)	
			C 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	(略)
		② 保 守の 区別 がタ イプ 1- 2の もの	A 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,977円
			B 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	(略)
			C 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	(略)
			③ ① ②以 外の もの	A 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに
		③ ① ②以 外の もの	B 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	(略)

				D 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1のもの	A 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,117円		
		B 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,961円		
		C 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)		
		D 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		
	② 保守の区別がタイプ2のもの	A 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,117円		
		B 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,961円		
		C 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)		
		D 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		

				C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1のもの	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,977円		
		B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)		
		C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		
	② 保守の区別がタイプ2のもの	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,977円		
		B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)		
		C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		

			③ ① ② 以外のもの	A 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,211円	
				B 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,050円	
				C 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)	
				D 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
イ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,679円	—		
				② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金		2,542円	
				③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金		2,455円	
				④ 平成31年4月1日以降に適用する料金		2,044円	
	(4) 保守の区別がタイプ	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,679円			

			③ ① ② 以外のもの	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,066円	
				B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)	
				C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
イ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,553円	—		
				② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金		2,452円	
				③ 平成31年4月1日以降に適用する料金		2,041円	
	(4) 保守の区別がタイプ	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,553円			

		プ 1 - 2 の も の	② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>2,542円</u>	
			③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>2,455円</u>	
			④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	<u>2,044円</u>	
		(ウ) (7)(イ) 以外 の も の	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	<u>1回線ごとに</u>	<u>2,755円</u>	
			② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>2,614円</u>	
			③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>2,525円</u>	
			④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	<u>2,102円</u>	
(7)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇	端末回線を収容する伝送装置(端末回線を終端するための装置に限ります。)及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>7,644円</u>		
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>10,254円</u>		
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>11,211円</u>		
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>12,168円</u>		

		プ 1 - 2 の も の				
			② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>2,452円</u>	
			③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	<u>2,041円</u>	
		(ウ) (7)(イ) 以外 の も の	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>2,626円</u>	
			② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>2,522円</u>	
			③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	<u>2,099円</u>	
(7)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇	端末回線を収容する伝送装置(端末回線を終端するための装置に限ります。)及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>9,449円</u>		
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>13,572円</u>		
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>14,902円</u>		
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>16,232円</u>		

所) 第 1項の 表中第 5-2 欄で接 続する 場合)	15Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	<u>13,125 円</u>	—
	18Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	<u>13,995 円</u>	
	21Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	<u>14,952 円</u>	
	24Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	<u>15,909 円</u>	
	27Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	<u>16,866 円</u>	
	30Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	<u>17,736 円</u>	
	33Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	<u>18,693 円</u>	
	36Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	<u>19,650 円</u>	
	39Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	<u>20,607 円</u>	
	42Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	<u>21,564 円</u>	

所) 第 1項の 表中第 5-2 欄で接 続する 場合)	15Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	<u>17,695 円</u>	—
	18Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	<u>19,025 円</u>	
	21Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	<u>20,355 円</u>	
	24Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	<u>21,818 円</u>	
	27Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	<u>23,148 円</u>	
	30Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	<u>24,478 円</u>	
	33Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	<u>25,941 円</u>	
	36Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	<u>27,271 円</u>	
	39Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	<u>28,734 円</u>	
	42Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	<u>30,064 円</u>	

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

月額

区 分			単 位	料金額	備考	
端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	光信号主端末回線 (光局外スプリッタを含むものに限りまして伝送を行う機能)	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,175円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額に、585円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)③欄に規定する料金額に、515円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(4) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額に、515円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)③欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

月額

区 分			単 位	料金額	備考	
端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	光信号主端末回線 (光局外スプリッタを含むものに限りまして伝送を行う機能)	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,155円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額に、585円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(4) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額に、515円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)③欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(4) 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額に、515円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)③欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

	イ 保守 の 区 別 が タイ プ 1 - 2 の もの	(7) 平成28 年4月1 日から平 成29年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,175円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用し ます。
			1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)①欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)①欄 に規定する料金 額に、511円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる511円のうち、498 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
		(イ) 平成29 年4月1 日から平 成30年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)②欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)②欄 に規定する料金 額に、585円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる585円のうち、572 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
		(ウ) 平成30 年4月1 日から平 成31年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)③欄 に規定する料金 額に、515円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる515円のうち、504 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
		ウ アイ 以外	(7) 平成28 年4月1日 から平成29	1回線 ごとに	2,237円

	イ 保守 の 区 別 が タイ プ 1 - 2 の もの	(7) 平成29 年4月1 日から平 成30年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,155円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用し ます。
			1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)①欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)①欄 に規定する料金 額に、585円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる585円のうち、572 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
		(イ) 平成30 年4月1 日から平 成31年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)②欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)②欄 に規定する料金 額に、515円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる515円のうち、504 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
		(ウ) 平成31 年4月1 日以降に 適用する 料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)③欄 に規定する料金 額に、406円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる406円のうち、398 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
		ウ アイ 以外	(7) 平成29 年4月1日 から平	1回線 ごとに	2,216円

		のもの	年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(イ)平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、602円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる602円のうち、588円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ)平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、529円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる529円のうち、518円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

		のもの	成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、602円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる602円のうち、588円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(イ)平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、529円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる529円のうち、518円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ)平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、418円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる418円のうち、410円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2 加算料

				月額			
区分			単位	料金額	備考		
(1) 専用サービス契約に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)	イ 1 芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)①欄に規定する料金額	—
				② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)②欄に規定する料金額	
				③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)③欄に規定する料金額	
				④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ)④欄に規定する料金額	
		(イ) 2-1-1-1 第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものに係るもの)	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	185円	—	
			② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	181円		
			③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)		
			④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		
		ウ 2芯式のもの	(7) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	370円	—	
			(イ) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	362円		
	(ウ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに	(略)			
	(エ) 平成31年4月1日以降に適用する料金		1回線ごとに	(略)			
(2) 2-1-1-1 第2欄ウ	ア 光信号分岐端末回線に	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置す	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	484円	—	

2-1-1-2 加算料

				月額			
区分			単位	料金額	備考		
(1) 専用サービス契約に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)	イ 1 芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)①欄に規定する料金額	—
				② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)②欄に規定する料金額	
				③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ)③欄に規定する料金額	
				(イ) 2-1-1-1 第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものに係るもの)	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	
		② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		(略)		
		③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		(略)		
		ウ 2芯式のもの	(7) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに	364円	
			(イ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)		
			(ウ) 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		
(2) 2-1-1-1 第2欄ウ	ア 光信号分岐端末回線に	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置す	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	499円	—	

欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	係る加算料	るものに限ります。)を利用するもの	② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	484円	—		
			③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	499円			
			(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの		1光信号分岐端末回線ごとに	489円
					B 保守の区別がタイプ1-2のもの		1光信号分岐端末回線ごとに	489円
		C AB以外のもの		1光信号分岐端末回線ごとに	504円			
	(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	484円			
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	484円			
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	499円			
	イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,679円		—	
			② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,542円			
③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金			1光信号主端末回線ごとに	2,455円				
④ 平成31年4月1日以降に適用する料金			1光信号主端末回線ごとに	2,044円				

欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	係る加算料	るものに限ります。)を利用するもの	② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	499円	—		
			③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	514円			
			(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの		1光信号分岐端末回線ごとに	503円
							B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに
		C AB以外のもの			1光信号分岐端末回線ごとに		518円	
	(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	497円			
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	497円			
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	512円			
	イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,553円		—	
			② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,452円			
③ 平成31年4月1日以降に適用する料金			1光信号主端末回線ごとに	2,041円				

	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1光信号 主端末回線ごとに	2,679円
		② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1光信号 主端末回線ごとに	2,542円
		③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号 主端末回線ごとに	2,455円
		④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1光信号 主端末回線ごとに	2,044円
	(ウ) (7) (イ)以外のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1光信号 主端末回線ごとに	2,755円
		② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1光信号 主端末回線ごとに	2,614円
		③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号 主端末回線ごとに	2,525円
		④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1光信号 主端末回線ごとに	2,102円

	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1光信号 主端末回線ごとに	2,553円
		② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号 主端末回線ごとに	2,452円
		③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1光信号 主端末回線ごとに	2,041円
	(ウ) (7) (イ)以外のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1光信号 主端末回線ごとに	2,626円
		② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号 主端末回線ごとに	2,522円
		③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1光信号 主端末回線ごとに	2,099円

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

月額

区分		単位	料金額	備考		
2-1-1-1第2欄ウに係る規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金額	1 光信号主端末回線ごとに	2,175円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)①に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)①に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)②に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)②に規定する料金額に、585円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				(イ) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金額	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)②に規定する料金額

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

月額

区分		単位	料金額	備考		
2-1-1-1第2欄ウに係る規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金額	1 光信号主端末回線ごとに	2,155円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)①に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)①に規定する料金額に、585円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)②に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)②に規定する料金額に、515円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				(イ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金額	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)②に規定する料金額

			(ウ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)③欄に規定する料金額に、515円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。						
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの			(7) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,175円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。						
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。						
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。						
			(イ) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。						
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、585円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。						
			(ウ) 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)③欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。						
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの			(7) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,155円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。						
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。						
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、585円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。						
			(イ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。						
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、515円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。						

			(ウ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)③欄に規定する料金額に、515円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。							
	ウ アイ以外のもの	(フ) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金		1 光信号主端末回線ごとに	2,237円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		(フ) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します		
1 光信号主端末回線ごとに				2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。								
1 光信号主端末回線ごとに				2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。								
	ウ アイ以外のもの	(イ) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金		1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、602円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる602円のうち、588円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		(イ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、602円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる602円のうち、588円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
1 光信号主端末回線ごとに				2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、529円を加算した料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。								
			(ウ) 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)③欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。							
	ウ アイ以外のもの	(イ) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金		1 光信号主端末回線ごとに	2,216円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		(イ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します		
1 光信号主端末回線ごとに				2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、602円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる602円のうち、588円にのみ消費税相当額を加算するものとします。								
	ウ アイ以外のもの	(イ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金		1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		(イ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、529円を加算した料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
1 光信号主端末回線ごとに				2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、529円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる529円のうち、518円にのみ消費税相当額を加算するものとします。								

			(ウ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、529円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる529円のうち、518円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	-----------------------------------	---------------	---	--

			(ウ) 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、418円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる418円のうち、410円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	------------------------	---------------	---	--

別表4 違約金
第1～5 (略)

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区 分	違約金の額	
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日(以下、この表において「終了日」といいます。)から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額(以下、この表において「低減額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息(年1.07%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。)を加算した額
	(2)～(3) (略)	(略)

別表4 違約金
第1～5 (略)

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区 分	違約金の額	
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日(以下、この表において「終了日」といいます。)から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額(以下、この表において「低減額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息(年0.96%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。)を加算した額
	(2)～(3) (略)	(略)

附 則（平成 26 年 4 月 9 日西設相制第 116 号）

1～5 （略）

6 （略）

(1) （略）

(2) 端末回線伝送機能

ア 基本料

区 分				単 位	料金額	備 考	
端末回線 伝送機能 （第 5 条 （標準的 な接続箇 所）第 1 項の表中 第 1-3 欄で接続 する場 合）	光信号主 端末回線 （光局外 スプリッ タを含む ものであ って、分 岐できる 光信号分 岐端末回 線の数が 4 を限度 とするも のに限り ます。） により 1 芯にて伝 送を行う 機能	(7) (イ) 以外 の場 合	① 保守 の区 別が タイ プ 1 - 1 の もの	A 平成28年4月 1日から平成 29年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,684円	
			B 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,547円		
			C 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,460円		
			D 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線ご とに	2,049円		
		② 保守 の区 別が タイ プ 1 - 2 の もの	A 平成28年4月 1日から平成 29年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,684円		
			B 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,547円		
			C 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,460円		

月額

附 則（平成 26 年 4 月 9 日西設相制第 116 号）

1～5 （略）

6 （略）

(1) （略）

(2) 端末回線伝送機能

ア 基本料

区 分				単 位	料金額	備 考	
端末回線 伝送機能 （第 5 条 （標準的 な接続箇 所）第 1 項の表中 第 1-3 欄で接続 する場 合）	光信号主 端末回線 （光局外 スプリッ タを含む ものであ って、分 岐できる 光信号分 岐端末回 線の数が 4 を限度 とするも のに限り ます。） により 1 芯にて伝 送を行う 機能	(7) (イ) 以外 の場 合	① 保守 の区 別が タイ プ 1 - 1 の もの	A 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,554円	
			B 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,453円		
			C 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線ご とに	2,042円		
		② 保守 の区 別が タイ プ 1 - 2 の もの	A 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,554円		
			B 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,453円		

月額

				D 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,049円	
		③ ①② 以外のもの		A 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,760円	
				B 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,619円	
				C 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,530円	
				D 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,107円	
(イ) 複数 年段 階料 金を 適用 する 場合	① 保守 の区 別が タイ プ1 -1 のもの		A 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,179円		接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	第2欄ア(7)①A欄に規定する料金額		接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	第2欄ア(7)①A欄に規定する料金額に、512円を加算した料金額		接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円のみ消費税相当額を加算するものとします。
			B 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)①B欄に規定する料金額		接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	第2欄ア(7)①B欄に規定する料金額		接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料

				C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,042円	
		③ ①② 以外のもの		A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,627円	
				B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,523円	
				C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,100円	
(イ) 複数 年段 階料 金を 適用 する 場合	① 保守 の区 別が タイ プ1 -1 のもの		A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,156円		接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	第2欄ア(7)①A欄に規定する料金額		接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	第2欄ア(7)①A欄に規定する料金額に、588円を加算した料金額		接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、574円のみ消費税相当額を加算するものとします。
			B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)①B欄に規定する料金額		接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	第2欄ア(7)①B欄に規定する料金額		接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料

					る料金額に、 <u>588円</u> を加算した料金額	金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる <u>588円</u> のうち、 <u>574円</u> にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			C <u>平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金</u>	1回線ごとに	第2欄ア(7)①C欄に規定する料金額に、 <u>516円</u> を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる <u>516円</u> のうち、 <u>505円</u> にのみ消費税相当額を加算するものとします。
② 保守の 区別が タイプ 1-2の もの	A <u>平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金</u>	1回線ごとに		<u>2,179円</u>	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
		1回線ごとに	第2欄ア(7)②A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
		1回線ごとに	第2欄ア(7)②A欄に規定する料金額に、 <u>512円</u> を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる <u>512円</u> のうち、 <u>499円</u> にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
	B <u>平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金</u>	1回線ごとに	第2欄ア(7)②B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
1回線ごとに		第2欄ア(7)②B欄に規定する料金額に、 <u>588円</u> を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる <u>588円</u> のうち、 <u>574円</u> にのみ消費税相当額を加算するものとします。			

					る料金額に、 <u>516円</u> を加算した料金額	金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる <u>516円</u> のうち、 <u>505円</u> にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			C <u>平成31年4月1日以降に適用する料金</u>	1回線ごとに	第2欄ア(7)①C欄に規定する料金額に、 <u>406円</u> を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる <u>406円</u> のうち、 <u>398円</u> にのみ消費税相当額を加算するものとします。
② 保守の 区別が タイプ 1-2の もの	A <u>平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金</u>	1回線ごとに		<u>2,156円</u>	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
		1回線ごとに	第2欄ア(7)②A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
		1回線ごとに	第2欄ア(7)②A欄に規定する料金額に、 <u>588円</u> を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる <u>588円</u> のうち、 <u>574円</u> にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
	B <u>平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金</u>	1回線ごとに	第2欄ア(7)②B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
1回線ごとに		第2欄ア(7)②B欄に規定する料金額に、 <u>516円</u> を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる <u>516円</u> のうち、 <u>505円</u> にのみ消費税相当額を加算するものとします。			

				C 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)②C欄に規定する料金額に、516円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる516円のうち、505円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
③ ①② 以外のもの	A 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,241円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。			
		1回線ごとに	第2欄ア(7)③A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します			
		1回線ごとに	第2欄ア(7)③A欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			
	B 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)③B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。			
		1回線ごとに	第2欄ア(7)③B欄に規定する料金額に、604円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる604円のうち、590円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			
	C 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)③C欄に規定する料金額に、530円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる530円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			

				C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)②C欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
③ ①② 以外のもの	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,217円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。			
		1回線ごとに	第2欄ア(7)③A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します			
		1回線ごとに	第2欄ア(7)③A欄に規定する料金額に、604円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる604円のうち、590円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			
	B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)③B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。			
		1回線ごとに	第2欄ア(7)③B欄に規定する料金額に、530円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる530円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			
	C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)③C欄に規定する料金額に、418円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる418円のうち、410円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			

イ 加算料

区 分				単 位	料金額	備 考
(7) 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせる利用するものに限ります。)に係る加算料	① ②以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,684円
			平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,547円	
			平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,460円	
			平成31年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,049円	
		B 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,684円	
		平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,547円		
		平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,460円		
		平成31年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,049円		
		C AB以外のもの	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,760円	
		平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,619円		

月額

イ 加算料

区 分				単 位	料金額	備 考
(7) 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせる利用するものに限ります。)に係る加算料	① ②以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,554円
			平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,453円	
			平成31年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,042円	
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,554円
		平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,453円		
		平成31年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,042円		
		C AB以外のもの	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,627円	

月額

				平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,530円	
				平成31年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,107円	
② 複数 年段 階料 金を 適用 する 場合	A 保守 の区 別が タイ プ1 -1の もの			平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,179円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
					1光信号主端末回線ごとに	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
					1光信号主端末回線ごとに	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額に、512円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

				平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,523円	
				平成31年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,100円	
② 複数 年段 階料 金を 適用 する 場合	A 保守 の区 別が タイ プ1 -1の もの			平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,156円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
					1光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
					1光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額に、588円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

				1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額に、588円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額に、516円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる516円のうち、505円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
B 保守 の区 別が タイ プ1 -2 のも の	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,179円	1 光信号主端末回線ごとに	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
						接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
						接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料

				1 光信号主端末回線ごとに	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額に、516円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる516円のうち、505円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成31年4月1日以降に適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
B 保守 の区 別が タイ プ1 -2 のも の	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,156円	1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
						接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
						接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料

					29年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、512円を加算した料金額	金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額		接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、588円を加算した料金額		接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定す		接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる516円のうち、505円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

					30年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、588円を加算した料金額	金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額		接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、516円を加算した料金額		接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる516円のうち、505円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成31年4月1日以降に適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、406		接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

					る料金額に、516円を加算した料金額	
C AB以外のもの	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,241円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		
		1 光信号主端末回線ごとに	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します		
	1 光信号主端末回線ごとに	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			
	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
		1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に		

					円を加算した料金額	
C AB以外のもの	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,217円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		
		1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
	1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額に、604円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる604円のうち、590円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			
	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
		1 光信号主端末回線ごとに	平成30年4月1日	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に		

				線ごとに	から平成30年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額に、604円を加算した料金額	適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる604円のうち、590円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額に、530円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる530円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
(イ) 附則第4項(1)網使用料イ(7)②欄に規定する機能に係る加算料	固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料	① 保守の区別がタイプ1-1のもの		1 固定無線基地局伝送路ごとに	10,085円	
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの		1 固定無線基地局伝送路ごとに	10,085円	

				線ごとに	から平成31年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額に、530円を加算した料金額	適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる530円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成31年4月1日以降に適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額に、418円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる418円のうち、410円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
(イ) 附則第4項(1)網使用料イ(7)②欄に規定する機能に係る加算料	固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料	① 保守の区別がタイプ1-1のもの		1 固定無線基地局伝送路ごとに	8,240円	
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの		1 固定無線基地局伝送路ごとに	8,240円	

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、平成29年4月1日から実施します。ただし、平成29年4月1日を超えて認可を受けた場合は、認可を受けた後、速やかに実施し、平成29年4月1日に遡及して適用します。